

(1) 開発行為までの流れ

この地区計画区域内の土地は、市が保有する土地ではなく殆どが民有地です。従って進出を希望される事業者は、一般的な開発と同様に土地所有者により組織する開発推進協議会（以下「協議会」という。）と交渉し、必要な用地を確保した後、開発していただくことになります。

1 進出希望事業者の方へのお願い

進出を希望する事業者は、進出希望届出書を市の総合政策課（総合政策課は協議会から企業募集の窓口となるよう依頼を受けています。）へ提出してください。進出希望届出書の提出にあたっては、進出を希望する事業者又は仲介事業者が来庁して提出してください。郵送等によるものは認めません。ただし、仲介事業者が提出する場合は、進出を希望する事業者から依頼があったことを証明する資料の写しを添付してください。

進出希望届出書は、市（総合政策課）へ提出後、下記「フロー図」に従い進められます。

2 開発までの進め方 進出希望届出書提出前に必ず羽島市総合政策課へご相談ください。

【フロー図】

